

いじめ重大事態の発生と今後の対応について

ここ数年間に区立学校においていじめ事案（「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」に該当するいじめの「重大事態」にあたる事案）が複数件、発生しました。

ご本人とそのご家族に、心よりお詫び申し上げます。

1 主な事案の概要

- (1) 小学校入学時から卒業まで、複数の関係児童による対象児童への嫌がらせやいじめ行為が継続しており、対象児童が、不登校や教室の窓からの飛降り企図を行う状況になった。
- (2) 複数の関係児童による対象児童への暴言や暴力が継続したため、一定期間、対象児童が不登校となった。
- (3) 複数の関係児童から脅迫を受けた対象児童が、帰宅後、恐怖による震えと極度の不安を訴え、一定期間不登校となった。
- (4) 複数の関係児童から、容姿を否定されるなどの悪口を言われ、対象児童には、不安感、不眠、希死念慮等がみられ、一定期間不登校となった。

2 学校の対応の問題点

- (1) 教職員による情報共有と事実確認の徹底ができておらず、初期対応が遅れた。
- (2) 学校は、入学時から暴力行為を把握し関係児童に注意を行っていたものの、指導が徹底しておらず、関係児童保護者へのいじめの態様や指導の経過の報告など、家庭との連携が不十分だった。
- (3) 対象児童保護者が、何度も学校に相談をしていたが、学校は十分な対応を行っていなかった。
- (4) 対象児童及びその保護者に対し、寄り添った対応を行っておらず、対象児童を守ることを最優先するという最も重要な認識に欠けていた。
- (5) 関係児童保護者への連絡や、いじめ重大事態調査に関する説明が適切な時期に行われておらず、調査実施や再発防止に向けての取組に関し、十分な協力が得られなかった。

3 教育委員会の対応の問題点

- (1) 「いじめの重大事態」としての認知の遅れが発生していたこと、またその後の対応が遅れたことにより、結果的に本来なされているはずの区長への報告が遅滞した。
- (2) 重大事態の発生報告、調査等の実施、発生報告書の作成及び関係者への説明等、対応に関する進行管理が十分にできていなかった。

- (3) 学校のいじめの再発防止に向けた取組に対する指導が徹底していなかった。
- (4) いじめに対する組織対応について、学校に十分指導を行えていなかった。

4 再発防止策について

このような状況を重く受け止め、今後こうしたことがないよう、区立学校、教育委員会、いじめ問題対策委員会等の関係機関が連携を図りながら、再発防止策を実施するとともに、総合的かつ効果的ないじめ防止等の対策に、以下のように取り組んでまいります。

(1) いじめの認知

ア いじめの定義及びいじめ対応についての教員の理解増進

- ・校園長会及び副校園長会において、管理職に対して、いじめ問題について説明し、いじめの定義や留意事項について理解を深めさせる。
- ・生活指導主任会において、いじめ問題に関する留意事項の伝達及び各校の取組について共有を図る。
- ・年3回のふれあい月間（いじめや不登校の未然防止を目的とした、学校での重点的な取り組み期間）を活用し、いじめ問題を児童・生徒に考えさせる契機とともに、教職員のいじめに対する認識を振り返る機会とする。
- ・各校において、WEBQ（学級での居心地のよさや学習意欲を把握する調査）の結果を活用して児童・生徒の状況を把握し、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。
- ・教育委員会の学校訪問時において、指導主事等が直接教員に対して、いじめについて説明し、いじめの定義や留意事項について理解を深めさせる。

イ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月）」（以下、「ガイドライン」という。）の資料であるチェックリスト（以下、「チェックリスト」という。）による確認

- ・各校において、いじめ対策委員会の適切な開催、議事録作成及び保管、情報共有を行う。

(2) 関係児童・生徒への対応等

ア 関係児童・生徒への説諭

- ・いじめの事実が認められる場合には、関係児童・生徒において強い害意がない場合であっても、「関係児童・生徒としては問題ないと思う行為であっても、相手にとっては心身の苦痛や心理的負担を与える行為となる場合がある」ことについて丁寧に説諭する。

イ いじめに関する授業の充実

- ・道徳を中心としたいじめに関する授業の充実（法律や自校のいじめ防止基本方針の理解等）など、人権教育の理念に基づく教育活動を推進する。

ウ 関係児童・生徒側への適時の情報共有

- ・当事者間の対立を生じさせないよう留意して、『ガイドライン（チェックリスト含む）』に基づいた適切な対応を徹底する。

(3) 対象児童・生徒側に対する対応等

保護者に対する調査の開始や進捗、予定、結果等の適切な情報共有

- ・保護者の要望や議論された内容の整理、議事録作成、保護者との合意形成を適切に行う。
- ・調査に関わる留意事項については、丁寧な説明を行う。
- ・根拠や理由を示した丁寧な回答を行う。
- ・対象児童・生徒及びその保護者に寄り添い、信頼関係を築きながら『ガイドライン（チェックリスト含む）』に基づいた適切な対応を徹底する。

(4) 法令やガイドラインの理解・周知徹底

ア 年度初めの職員会議や教員研修等の実施

- ・職員会議において東京都教育委員会作成の『いじめ総合対策』、自校の『いじめ対策基本方針』、『ガイドライン』の活用を推進する。

イ チェックリストによる学校の取組の確認

- ・チェックリストの活用を推進する。

(5) 円滑な対応のための全区的な体制づくり

ア スクール・ロイヤーの活用

- ・いじめを認知した際は即時校内で情報共有を行い、対応策を検討したうえで、積極的にスクール・ロイヤーに助言を求め、法に基づいた適切な対応を行う。

イ 指導主事及び生活指導アドバイザーの早期介入

- ・学校からいじめの報告を受けた際には、対応状況を確認し、指導主事及び生活指導アドバイザー（いじめ対応等に関して専門的な知見を有した校長OB）が早期解決に向けた指導・助言、保護者との面談を積極的に行う。

令和7年12月
北区教育委員会